加算等に関する施設基準の掲載

【医療情報取得加算】

当院はオンライン資格確認について、下記の整備を行っています。

- ◆ オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ◆ 受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

令和6年6月1日より、以下の加算の算定を開始いたします。

医療情報取得加算

〈初診時〉（月1回に限る）

・加算1　3点

・加算2　2点（情報を取得した場合や紹介状をご持参の場合）

〈再診時〉（3月に1回に限る）

・加算3　2点

・加算4　1点（情報を取得した場合や紹介状をご持参の場合）

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

【情報通信機器を用いた診療について】

情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬は処方いたしません。

【明細書発行体制等加算】

当院では医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

【一般名処方加算】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しています。薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付する場合には、医薬品の供給状況等踏まえつつ、一般名処方の趣旨を十分にご説明いたします。

◆　一般名処方とは

一般名（有効成分の名称）で処方箋に記載して処方することをいいます。処方箋には、

【般】＋「一般名」＋「剤形」＋「含量」

で記載されます。

◆　一般名処方のメリット

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続 いています。一般名処方により、保険薬局は銘柄によらない調剤ができることで、柔軟な対応ができ、安定的な薬物治療の提供が可能となります。また、価格を安くできるため、医療費の負担軽減にもつながります。

【生活習慣病管理料】

当院では、患者さんの状態に応じ、

・28日以上の長期処方を行うこと

・リフィル処方せんを発行すること

のいずれも対応可能です。なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは、患者さんの病状に応じて、担当医が判断いたします。

【参考】保健医療機関及び保険医療養担当規則（厚生労働省令）
第20条第2号　投薬
へ　投薬量は、予見することができる必要期間に従つたものでなければならない。この場合において、厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

【医療DX推進体制整備加算】
当院は医療DX推進のため、以下の体制を実施済みまたは実施予定です。

- オンライン請求を行っております。
- オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、 診察室で閲覧又は活用できる体制を有しております。
- 電子処方箋を発行する体制を2025年3月までに開始予定です。
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、当該サービスの対応待ちです。

マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示行っています。質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して医療の提供に努めています。

【長期収載品の選定療養について】
2024年度診療報酬改定に伴い、長期収載品(ジェネリック医薬品がある先発医薬品)の選定療養が2024年10月1日から導入されます。患者さんの希望(“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由)により長期収載品を処方した場合に、長期収載品と後発医薬品の差額の4分の1に相当する金額を選定療養費(特別の料金)として患者さんにご負担いただく仕組みです。

◆対象となる医薬品：外来診療・訪問診療での院外処方
後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が50％以上の長期収載品（注射薬剤含む）

◆対象外となる場合：医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方した場合や後発医薬品の提供が困難な場合（流通の問題など)、またはバイオ医薬品については対象外です。

◆ご負担金額：長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格との価格差の4分の1となります。（※選定療養費には別途消費税も必要です。）